

用地アセスメント調査等業務共通仕様書 新旧対照表

赤字下線：今回改正箇所

新	旧
第 2 章 用地アセスメント調査等業務の基本的処理方法 （成果物） 第 2 3 条 受注者は、次の各号により成果物に作成するものとする。 一・二 （略） <u>（削る）</u> 2 ～ 4 （略） （個人情報の取扱い） 第 2 8 条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、用地アセスメント調査等業務実施についての個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）等関係法令のほか、発注者が別途定める取扱いに基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の<u>安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</u>	第 2 章 用地アセスメント調査等業務の基本的処理方法 （成果物） 第 2 3 条 受注者は、次の各号により成果物に作成するものとする。 一・二 （略） 三 容易に取り外すことが可能な方法により編綴する。 2 ～ 4 （略） （個人情報の取扱い） 第 2 8 条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、用地アセスメント調査等業務実施についての個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 8 号）等関係法令のほか、発注者が別途定める取扱いに基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。